

文書番号：JRCA AI130-第2版

# 情報セキュリティマネジメントシステム 審査員の資格基準及び評価登録手順

制 定：2019年 2月 1日

改 定：2020年 4月 1日

一般財団法人日本要員認証協会  
マネジメントシステム審査員評価登録センター

## 目次

1. 適用範囲	1
2. 引用文書及び関連文書	1
<b>第Ⅰ部 審査員の資格基準</b>	<b>2</b>
3. 情報セキュリティマネジメントシステム審査員の資格区分及び力量	2
4. 審査員補（新規登録）	3
5. 審査員補（資格拡大登録）	4
6. 審査員（格上げ）	5
7. 主任審査員（格上げ）	7
8. エキスパート（EXPERT）審査員	8
9. 資格の維持（サーベイランス）	9
10. 資格の更新	10
11. 有効な審査実績	11
12. 継続的専門能力開発（CPD）	13
13. 継続的な確認	14
14. 審査員活動に関する調査	14
15. 資格の失効及び回復	14
16. 資格の一時停止及び取消し	14
17. 資格の再登録	15
18. 異議申し立て及び苦情	15
<b>第Ⅱ部 審査員の評価登録手順</b>	<b>16</b>
19. 審査員資格の登録、維持及び更新	16
20. 審査員資格の申請及び申請受付	16
21. 新規及び資格拡大登録、格上げ及びエキスパート審査員登録申請の評価	16
22. 資格の維持及び更新申請の評価	17
23. 資格の一時停止、一時停止の解除及び取消しの手順	18
付則	18
付属書1 用語の定義	19
付属書2 審査員研修コース修了証の取り扱いについて	22
付属書3 審査員倫理綱領	23
付属書4 審査員の権利及び義務	24
付属書5 JRCA 登録審査員資格の公表に係わる遵守事項	25
付属書6 審査員登録証明書等の記載項目及び登録情報	28
付属書7 事業分野分類	29
制定・改定履歴	30

## 情報セキュリティマネジメントシステム 審査員の資格基準及び評価登録手順

### 1. 適用範囲

この文書は、一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、当センター又はJRCAという）が、「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）審査員」を評価登録するための基準及びその手順を規定する。

### 2. 引用文書及び関連文書

#### 2.1 引用文書

この文書で引用する基準文書を以下に示す。

- JIS Q 27001（ISO/IEC 27001）：情報技術－セキュリティ技術  
－情報セキュリティマネジメントシステム－要求事項
- JIS Q 19011（ISO 19011）：マネジメントシステム監査のための指針
- JIS Q 17021-1（ISO/IEC 17021-1）：適合性評価  
－マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項－第1部：要求事項
- JIS Q 27006（ISO/IEC 27006）：情報技術－セキュリティ技術  
－情報セキュリティマネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項

#### 2.2 関連文書

この文書に関連する主な基準文書を以下に示す。

- JIS Q 27000（ISO/IEC 27000）：情報技術－セキュリティ技術  
－情報セキュリティマネジメントシステム－用語
- JRCA AI330：情報セキュリティマネジメントシステム審査員 登録申請等各種手続きの手引き
- JRCA AC100：審査員評価登録に係わる異議申し立て及び苦情の取扱い手順
- JRCA AC210：情報セキュリティマネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準

## 第 I 部 審査員の資格基準

### 3. 情報セキュリティマネジメントシステム審査員の資格区分及び力量

この基準で定める情報セキュリティマネジメントシステム審査員の資格区分、求められる力量を以下に示す。

#### 3.1 審査員補

主任審査員又はエキスパート審査員の指導、助言が得られる状況で、審査を行うことができる者。

当センターが、本基準の4項又は5項に定める登録要件を満たしていると評価し登録した者。

審査員補は、「QMS/I SMS/OHSMS 審査員研修コース承認の基準」(JRCA TQI120)の13.2項、13.3項に定める、情報セキュリティマネジメントシステム審査員に共通して必要となる基本的な知識及び技能を習得し、これらを審査の場面を想定した模擬演習及び筆記試験において実証することができる。

#### 3.2 審査員

審査チームメンバーとして、審査を行うことができる者。

審査員は、主任審査員の指又はエキスパート審査員導、助言が得られる状況で、審査チームリーダーの役割を担当することができる。

当センターが、本基準の6項に定める登録要件を満たしていると評価し登録した者。

審査員は、審査員補に求められる基本的な力量を有し、審査チームメンバーとして、これらを実際の審査の場面で適用することができる。

#### 3.3 主任審査員

審査チームリーダーとして、審査を統括することができる者。

当センターが、本基準の7項に定める登録要件を満たしていると評価し登録した者。

主任審査員は、審査チームメンバーとしての力量を実証した上で、実際の審査の場面で、審査チームリーダーとして、審査を統括することができる。

#### 3.4 エキスパート(Expert)審査員

豊富な審査経験を有し、審査の熟達者として、審査員候補者、審査チームメンバー又は審査チームリーダーの指導・育成や審査員の力量の評価・検証を専門に行うことができる者。

当センターが、本基準の8項の該当箇所に定める登録要件を満たしていると評価し登録した者。

注1) エキスパート審査員資格は、単独で保有する他に、主任審査員、審査員又は審査員補資格と同時に保有(併せ持ち)することができる。

注2) 当センターが評価登録を行う、各種のマネジメントシステム審査員に共通して適用される事項の場合は、“マネジメントシステム審査員”、“MS 審査員”の用語も用いる。

注3) 資格取得後、資格を保持するためには定期的に資格の維持、更新手続が必要である。

(II部20項参照)

#### 4. 審査員補（新規登録）

情報セキュリティマネジメントシステム審査員補への新規登録申請者は、4.1項から4.4項に定める要件を満たすこと。

##### 4.1 実務経験

(1) ISMS 審査員補登録に必要な実務経験を以下に示す。

- ① 大学教育と同等なレベルの専門教育 又は 訓練を修了していること。
- ②申請日を遡る10年以内に4年以上の常勤による情報技術分野の実務経験（訓練期間は含まない）を有していること。  
該当する情報技術分野における実務経験としては、例えば以下のものがある。
- ・ 情報技術に関する調査、研究、評価、コンサルティング
  - ・ 情報処理システムに関する開発、販売、構築、運用、保守、監査
- ③上記②の実務経験において、2年以上の情報セキュリティに関連した役割又は職務に就いていること。  
該当する情報セキュリティに関連した役割又は職務としては、以下のものに関わる担当者、責任者がある。
- ・ 脆弱性対策（ウィルス対策等）
  - ・ 機密保護（暗号、アクセスコントロール等）
  - ・ 物理的セキュリティ
  - ・ 安全性、可用性対策（バックアップ、媒体管理、監査ログ等）

(2) 上記(1)②の実務経験に関し、当センターは申請者から提供された、通算2年以上の業務経験のある事業分野（事業分野の分類は「付属書6」参照）について、審査員登録情報として管理する。なお、事業分野の登録は任意とする。

##### 4.2 審査員研修コースの修了

当センターが承認する情報セキュリティマネジメントシステムのフォーマル研修コース（「付属書1」の3項参照）を、申請日から過去5年以内に修了していること。

注）フォーマル研修コースの修了からすでに5年を過ぎている場合 または、旧基準対応の研修コースを修了している場合は、「付属書2」を参照すること。

##### 4.3 審査員倫理綱領の遵守

当センターが定める「審査員倫理綱領」（「付属書3」参照）を遵守すること。

##### 4.4 評価申請料・登録料の支払い

申請及び登録に必要な費用を当センターに支払うこと。

## 5. 審査員補（資格拡大登録）

公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）及び一般財団法人日本情報経済社会推進協会 情報マネジメントシステム認定センター（ISMS-AC）を含む IAF 加盟認定機関により当該 MS 審査員登録について認定された要員認証機関に登録している品質、食品安全、環境又は労働安全衛生のマネジメントシステム（QMS、FSMS、EMS 又は OHSMS）審査員補、審査員又は主任審査員は、次の 5.1 項のとおり、情報セキュリティマネジメントシステム審査員補へ資格拡大登録の申請を行うことができる。

登録申請者は、5.2 項及び 5.3 項に定める要件を満たすこと。

### 5.1 資格拡大登録の対象となるケース

- (1) QMS の審査員補、審査員、主任審査員が、ISMS 審査員補へ登録申請する場合。
- (2) FSMS の審査員補、審査員又は主任審査員が、ISMS 審査員補へ登録申請する場合。
- (3) EMS の審査員補、審査員又は主任審査員が、ISMS 審査員補へ登録申請する場合。
- (4) OHSMS の審査員補、審査員又は主任審査員が、ISMS 審査員補へ登録申請する。

### 5.2 実務経験等の要件

4.1 項、4.3 及び 4.4 項に定める要件を満たすこと。

### 5.3 審査員研修コースの修了

当センターが承認する情報セキュリティマネジメントシステムのフォーマル研修コース又は資格拡大研修コース（「付属書 1」の 3 項参照）を、申請日から過去 5 年以内に修了していること。

注）上記研修コースの修了から、すでに 5 年を過ぎている場合 または、旧基準対応の研修コースを修了している場合の対応は、「付属書 2」を参照すること。

### 5.4 審査員倫理綱領の遵守

当センターが定める「審査員倫理綱領」（「付属書 3」参照）を遵守すること。

### 5.5 評価申請料・登録料の支払い

申請及び登録に必要な費用を当センターに支払うこと。

## 6. 審査員（格上げ）

情報セキュリティマネジメントシステムの審査員資格区分への登録申請者は、6.1項から6.7項に定める要件を満たすこと。

### 6.1 前提条件

情報セキュリティマネジメントシステムの審査員補として、当センターに登録されていること。

### 6.2 必要な審査実績

- (1) 情報セキュリティマネジメントシステム「審査員」への格上げ申請前までに、情報セキュリティの全審査過程を経験していること。また、審査チームメンバーとして4回以上、かつ審査日数合計20日以上(現地審査日数合計14日以上)の実績を有すること。

さらに、次の①～④の条件を満たすこと。

- ① 審査実績は11項に定める“有効な審査実績”の要件を満たしていること。但し、そのうち25%までは必ずしもマネジメントシステムの全面的な審査でなくても良い。
- ② 審査実績は、2つ以上の異なる組織に対するものであること。（「付属書1」の2.1項参照）
- ③ 審査への参加には、文書レビュー、リスクアセスメント、実施評価、並びに審査報告の作成を含むこと。
- ④ 審査期間中、審査チームに、適正な指導者が含まれており、格上げ該当者が指導・助言を受けられる環境にあること。

なお、上記に加え、格上げ対象者が指導者と常に行動を共にし、著しく高い教育効果が得られる環境を実現している場合には、審査日数を二分の一に軽減することができる。その場合は、次の(i)～(iii)の条件を満たしていること。

- (i) 認証機関の一貫した教育計画に基づく審査であり、全審査を通じて明確なマン・ツー・マン方式による指導・教育が確実におこなわれていること。
- (ii) 指導者は、当センター主任審査員か又はエキスパート審査員であること。
- (iii) 審査実績は、IAF加盟認定機関から認定を取得している認証機関によるもので、11項に定める“有効な審査実績”要件を全て満たしていること。

### 6.3 必要な審査実績（6.2項）が緩和されるケース

- (1) ISMS 以外のマネジメントシステム審査員資格を保有している場合

JIS Q 17024 (ISO/IEC 17024) に基づく当該 MS 審査員登録についての「認定」を取得している要員認証機関に登録している QMS の主任審査員又は審査員、FSMS の主任審査員又は審査員、EMS の主任審査員又は審査員、若しくは OHSMS の主任審査員又は審査員のいずれかの資格を有する者が、情報セキュリティマネジメントシステム審査員資格の格上げ（審査員補から審査員へ格上げ）を行う場合は、必要な審査実績要件（6.2項）の一部を以下のとおり緩和する。

メンバー審査実績：格上げ申請前2年以内に2回以上、かつ審査日数合計10日以上。  
（現地審査日数合計7日以上。）

- (2) (審査員補に資格変更後) 再格上げの場合

情報セキュリティマネジメントシステム主任審査員又は審査員から審査員補に資格変更した者が、再度、審査員へ格上げ申請する場合は、審査員補への資格変更後3年以内であることを条件に、必要な審査実績要件（6.2項）を上記(1)のケースと同様に緩和する。

### 6.4 受審組織による証明

6.2 項又は 6.3 項のすべての審査実績について、受審組織のマネジメントシステム責任者から、審査が申請書記載どおりに実施されたこと、及び JIS Q 19011 の「4 監査の原則」に則って実施されたことの証明を受けること。

#### 6.5 審査能力の確認

6.2 項又は 6.3 項のすべての審査実績について、審査チーム内の適正な指導者による観察、指導及び助言を通じて、審査能力の確認がされていること。

#### 6.6 審査員倫理綱領の遵守

当センターが定める「審査員倫理綱領」（「付属書 3」参照）を遵守すること。

#### 6.7 評価申請料・登録料の支払い

申請及び登録に必要な費用を当センターに支払うこと。



## 7. 主任審査員（格上げ）

情報セキュリティマネジメントシステムの主任審査員資格への登録申請者は、7.1 項から7.6 項に定める要件を満たすこと。

### 7.1 前提条件

情報セキュリティマネジメントシステムの審査員として、当センターに登録されていること。

### 7.2 必要なリーダー審査実績

審査員に格上げ後、“有効な審査実績”（11 項参照）を3 回以上のリーダー実績を有すること。さらに、次の①～③の条件を満たすこと。

- ① 審査実績は、2 つ以上の異なる組織に対するものであること。（「付属書1」の2.1 項参照）
- ② 審査チームに、適正な指導者（当センター登録 ISMS 主任審査員、エキスパート審査員又はこれと同等以上の力量レベルにある者）が含まれており、現地審査期間中、格上げ該当者が、その指導者による指導及び助言を受けていること。
- ③ 審査への参加には、審査開始時の適用範囲の決定及び計画の立案、文書レビュー及びリスクアセスメント、実施評価及び正式な審査報告書の作成を含まなければならない。

### 7.3 受審組織による証明

7.2 項のすべてのリーダー審査実績について、受審組織のマネジメントシステム責任者から、審査が申請書記載どおりに実施されたこと、及び JIS Q 19011 の「4 監査の原則」に則って実施されたことの証明を受けること。

### 7.4 リーダー能力の確認

7.2 項のすべてのリーダー審査実績について、審査チーム内の適正な指導者による観察、指導及び助言を通じて、リーダー能力の確認がされていること。

### 7.5 審査員倫理綱領の遵守

当センターが定める「審査員倫理綱領」（「付属書3」参照）を遵守すること。

### 7.6 評価申請料・登録料の支払い

申請及び登録に必要な費用を当センターに支払うこと。

### 7.7 審査員倫理綱領の遵守

当センターが定める「審査員倫理綱領」（「付属書3」参照）を遵守すること。

### 7.8 評価申請料・登録料の支払い

申請及び登録に必要な費用を当センターに支払うこと。

## 8. エキスパート(Expert)審査員

情報セキュリティマネジメントシステムのエキスパート審査員資格への登録申請者は、8.1項から8.6項に定める要件を満たすこと。

### 8.1 前提条件

情報セキュリティマネジメントシステムの主任審査員として、当センターに登録された後、資格更新を行なった実績が2回以上、かつ主任審査員として登録した実績が6年以上あること。

### 8.2 必要な審査実績

情報セキュリティマネジメントシステム主任審査員として当センターに登録されている間に、審査チームリーダーとしての“有効な審査実績”(11項参照)が、合計100回以上あること。この審査実績は、当該審査を実施したマネジメントシステム(MS)認証機関等の責任者の証明を受けていること。

### 8.3 必要な指導・教育研修実績

(1) 審査員の指導又は教育研修を実施した実績が、合計10回以上あること。有効な審査員の指導又は教育研修の実績としては、以下の要件を満たすものを1回の実績として取り扱う。

①情報セキュリティマネジメントシステム審査における、他の審査員の現地審査指導(0JT指導)の実績。この指導実績は、“有効な審査実績”(11項参照)の要件を満たす審査であること。また、MS認証機関等の責任者の証明を受けること。

②情報セキュリティマネジメントシステムに関する、5時間相当以上の教育研修等を実施した実績。また、教育研修等の主催責任者の証明を受けること。

(2) 上記(1)の要件を満たした上で、合計10回を超える審査員の指導又は教育研修を実施した実績がある場合は、超過分の実績を8.2項で要求される審査実績として算入することができる。

なお、審査実績として算入する審査員の指導又は教育研修を実施した実績については、ISMS以外のMSに関するもの(1回の実績として取り扱う要件はISMSと同等)でもよい。

ただし、審査実績として算入できる審査員の指導又は教育研修を実施した実績は、最大50回までとする。

### 8.4 指導者能力の確認

次の①及び②を満たすこと。

①当センターに登録されている情報セキュリティマネジメントシステムの主任審査員又はエキスパート審査員から、エキスパート審査員資格登録のための推薦があること。

②上記①と異なる者で、当該審査を実施したMS認証機関等の責任者から、エキスパート審査員資格登録のための推薦があるか、又は審査員の指導及びコーチングに関する力量を示す適切なレポートを提出すること。

### 8.5 審査員倫理綱領の遵守

当センターが定める「審査員倫理綱領」(「付属書3」参照)を遵守すること。

### 8.6 評価申請料・登録料の支払い

申請及び登録に必要な費用を当センターに支払うこと。

### 8.7 資格の併せ持ち、有効期限日及び維持手続き期限日

エキスパート審査員資格は、単独で保有する他に、主任審査員、審査員又は審査員補資格と同時に保有(併せ持ち)することができる。この場合、エキスパート審査員の有効期限日及び維持手続き期限日は、保有する主任審査員、審査員又は審査員補資格の有効期限日及び維持手続き期限日と同期させる。

## 9. 資格の維持(サーベイランス)

審査員資格を維持するためには、登録資格の有効期間（3年間）において、資格登録又は更新の日から1年毎に資格の維持申請を行い、9.1項から9.5項に定める要件を満たすこと。また、13項及び14項に定める継続的な確認及び調査において問題が認められないこと。

### 9.1 必要な審査実績

#### 9.1.1 審査員補の場合

審査員補は、審査実績を提出する必要はない。

#### 9.1.2 審査員、主任審査員の場合

審査員及び主任審査員は、以下をすべて満たす審査実績1回以上を提出すること。

- (1) 前年の資格維持申請受付日（前年が資格更新の場合は、資格更新申請受付日）を起点として、今回の資格維持申請日までの期間に行なった、“有効な審査実績”（11項参照）であること。
- (2) 主任審査員は、リーダーとしての審査実績であること。
- (3) 受審組織による証明  
受審組織のマネジメントシステム責任者から、審査が申請書記載どおりに実施されたこと、及びJIS Q 19011の「4 監査の原則」に則って実施されたことの証明を受けること。

#### 9.1.3 エキスパート(Expert)審査員の場合

主任審査員とセットでエキスパート(Expert)審査員資格を保有する場合は、主任審査員の資格維持に求められる審査実績（9.1.2参照）を提出すること。

エキスパート審査員資格のみを保有する場合は、審査実績の提出は不要とする。

### 9.2 必要な継続的専門能力開発(CPD)実績

審査員補、審査員、主任審査員及びエキスパート(Expert)審査員は、前年の資格維持申請受付日（前年が資格更新の場合は、資格更新申請受付日）を起点として、今回の資格維持申請日までの期間を対象とする継続的専門能力開発(CPD)の実績を提出すること（12項参照）。

審査員補は5時間、審査員及び主任審査員は15時間のCPDが必要である。

エキスパート(Expert)審査員は、主任審査員とセットで資格を保有する場合は、主任審査員としての15時間のCPD、エキスパート審査員資格のみを保有する場合は5時間のCPDが必要である。

### 9.3 資格変更による資格の維持

主任審査員は、9.1項及び9.2項について、主任審査員としての要件を満たしていない場合であっても、審査員又は審査員補としての要件を満たしている場合は、審査員又は審査員補に資格区分を変更して、資格維持することができる。

審査員は、9.1項及び9.2項について、審査員としての要件を満たしていない場合であっても、審査員補としての要件を満たしている場合は、審査員補に資格区分を変更して、資格維持することができる。

### 9.4 審査員倫理綱領の遵守

当センターが定める「審査員倫理綱領」（「付属書3」参照）を遵守すること。

### 9.5 評価申請料・登録料の支払い

申請及び登録に必要な費用を当センターに支払うこと。

## 10. 資格の更新

審査員資格の有効期間は、最初の資格登録日又は更新日から3年間とする。  
 審査員資格の有効期間を更新するためには、資格登録又は更新から3年毎に、資格の更新申請を行い、10.1項から10.6項に定める要件を満たすこと。  
 また、13項及び14項に定める継続的な確認及び調査において問題が認められないこと。

### 10.1 必要な審査実績

#### 10.1.1 審査員補の場合

審査員補は審査実績を提出する必要はない。

#### 10.1.2 審査員、主任審査員の場合

審査員及び主任審査員は、以下をすべて満たす審査実績1回以上を提出すること。

(1) 前年の資格維持申請受付日を起点として、今回の資格更新申請日までの期間に行なった、“有効な審査実績”(11項参照)であること。

また、この審査実績と、前回及び前々回の資格維持申請時に提出された実績と合わせた3回以上の実績は、2つ以上の異なる組織に対するものであること(「付属書1」の2.1項参照)。

(2) 主任審査員は、リーダーとしての審査実績であること。

(3) 受審組織による証明

受審組織のマネジメントシステム責任者から、審査が申請書記載どおりに実施されたこと、及びJIS Q 19011の「4 監査の原則」に則って実施されたことの証明を受けること。

#### 10.1.3 エキスパート(Expert)審査員の場合

主任審査員とセットでエキスパート(Expert)審査員資格を保有する場合は、主任審査員の資格更新に求められる審査実績(10.1.2参照)を提出すること。

指導的立場に専念し自身は直接審査を行なう機会を持たないため、エキスパート(Expert)審査員資格のみを保有する場合は、審査実績の提出は不要とする。

### 10.2 必要な継続的専門能力開発(CPD)実績

審査員補、審査員、主任審査員及びエキスパート(Expert)審査員は、前年の資格維持申請受付日を起点として、今回の資格更新申請日までの期間を対象とする継続的専門能力開発(CPD)の実績を提出すること(12項参照)。

審査員補は5時間、審査員及び主任審査員は、15時間のCPDが必要である。

エキスパート(Expert)審査員は、主任審査員とセットで資格を保有する場合は、主任審査員としての15時間のCPD、またエキスパート(Expert)審査員資格のみを保有する場合は5時間のCPDが必要である。

### 10.3 資格変更による資格の更新

主任審査員は、10.1項及び10.2項について、主任審査員としての要件を満たしていない場合であっても、審査員又は審査員補としての要件を満たしている場合は、審査員又は審査員補に資格区分を変更して、資格更新することができる。

審査員は、10.1項及び10.2項について、審査員としての要件を満たしていない場合であっても、審査員補としての要件を満たしている場合は、審査員補に資格区分を変更して、資格更新することができる。

### 10.4 三年間の活動の「まとめ」

資格更新時には、審査実績及びCPD実績に加えて、別途、3年間のマネジメントシステム審査員としての活動結果を振り返り、文書にまとめて提出することを推奨する。

この3年間の「まとめ」は、前回更新時からの審査活動を「審査実績一覧」にしてまとめる、若しくは活動内容をレポート形式で記述する等の方法がある。また、「三年間活動のまとめ」に費やした時間は、最大3時間までCPD実績として算入できる。

### 10.5 審査員倫理綱領の遵守

当センターが定める「審査員倫理綱領」(「付属書3」参照)を遵守すること。

### 10.6 評価申請料・登録料の支払い

申請及び登録に必要な費用を当センターに支払うこと。

## 1 1. 有効な審査実績

申請に際し有効とする審査は、以下の(1)～(4)の要件をすべて満たす審査（“有効な審査実績”という）であること。

(1) 以下を基準文書とする情報セキュリティマネジメントシステム審査の実績であること。

- a) JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001) 情報技術—セキュリティ技術  
—情報セキュリティマネジメントシステム—要求事項
- b) その他の、a)をすべて含むか、又はa)に相当すると認められる  
マネジメントシステム関連規格
- 例) ①JIS Q 27006 (ISO/IEC 27006) 情報技術—セキュリティ技術—  
情報セキュリティマネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する  
要求事項
- c) JIP-ISMS517 ISO/IEC 27017 : 2015 に基づく ISMS クラウドセキュリティ認証に  
関する要求事項

(2) JIS Q 17021-1、又はJRCAが同等と認める規格・基準（注）に従って実施された第三者審査の実績であること。

ただし、初回認証審査（登録審査）の場合、第1段階審査だけでは1回の実績とは認められない。第1段階及び第2段階を通した審査、又は第2段階審査への参加で、1回の審査実績とする。

また、第三者審査に加えて、JIS Q 19011に従って実施された第一者監査（内部監査）及び第二者監査の実績も可とする。

ただし、第一者監査（内部監査）については、申請者（監査員）の所属する部門と被監査部門とが異なること（自部門の監査でないこと）を条件とする。

上記いずれの規格に基づく審査においても、以下の要件を満たすことが明確であること。

- ①審査（監査）計画に基づいて実施された審査であること
- ・ 審査目的、基準
  - ・ 審査対象範囲、場所
  - ・ 日時、時間（審査工数）
  - ・ 審査チーム（リーダー、メンバー）及び同行者
- ②初回会議の実施
- ③審査所見及び結論の作成
- ④最終会議の実施

（注） JIS Q 17021-1又はJIS Q 19011以外の国際規格、国内規格、その他の基準に従って実施された審査（監査）実績については、上記(1)の基準文書に対応して、JRCAが適切と判断する場合に認められる。

(3) 現地における審査活動（実地審査）が、実働6時間以上であること。

2つ以上の審査基準に基づく複合審査／統合審査の場合は、情報セキュリティマネジメントシステムに関わる現地審査活動が、実働6時間以上であること。

(4) 情報セキュリティマネジメントシステムの全面的な審査であること。

正当な理由により適用されない要求事項がある場合、若しくはサーベイランス審査（定期維持審査）でシステム機能の確認に意図した重みづけ（重点化）を行なっている場合等であっても、システム全体を対象として行われている審査であれば、有効な審査実績として取り扱う。

ただし、特定の不適合に対する是正処置確認のための審査、又は特別な目的のための立入審査のように、審査対象がマネジメントシステムの一部に限定されている審査は認められない。

## 12. 継続的専門能力開発(CPD)

### 12.1 専門能力開発の対象となる活動

継続的専門能力開発(CPD)の対象となる活動は、情報セキュリティマネジメントシステム審査員としての能力向上に直接的又は間接的に寄与するもので、以下の事項を対象とする。

- ・ ISMS関連規格の理解に関するもの
- ・ 情報技術、情報セキュリティに関するもの
- ・ リスクアセスメント、リスク対応、管理策に関するもの
- ・ ISMSに関連する法規制に関するもの
- ・ 審査技術の向上に関するもの
- ・ 審査員の指導に関するもの（エキスパート審査員に限る）

### 12.2 専門能力開発の方法

継続的専門能力開発(CPD)の方法には、以下の種類がある。

(1) 研修等への参加

例) ①JRCA 登録 CPD コース

②マネジメントシステム(MS)認証機関で行われる所属審査員を対象とした研修

③一般参加が可能な研修コース、講演会

(2) 自己学習等

例) ①読書

②web サイト利用による個人学習

③グループ学習

(3) ISMS 審査（監査）の実績（審査員補に限る）

### 13. 継続的な確認

当センターは、登録された MS 審査員又はその利害関係者から、審査員活動に影響を与える可能性のある重大な変更の報告、審査員活動に関わる苦情又は情報提供があった場合、以下の事項を確認し、問題がある場合は必要な対応を行う。

- (1) 「審査員倫理綱領」を含む本資格基準への違反がないこと。
- (2) 変更の報告、苦情又は情報提供の内容が、当該 MS 審査員の登録、維持又は更新の要件に抵触していないこと。

### 14. 審査員活動に関する調査

当センターは、登録されている MS 審査員から提出された審査実績の信頼性及び適切性について、受審組織又は審査実施機関に対して調査を行う場合がある。

また、当センターは、登録されている MS 審査員の適切な審査員活動について疑義又は問題が発見された場合、必要な調査を行う場合がある。

### 15. 資格の失効及び回復

#### 15.1 登録資格の失効

次の事項が発生した場合、該当する MS 審査員の登録資格は失効する。

- (1) 当センターによる評価及び判定の結果、9 項に定める資格維持、又は 10 項に定める資格更新の要件を満たすことができなかつた場合。  
なお、下位の資格区分の要件は満たして、本人の希望がある場合は、資格区分を変更して登録継続することができる。
- (2) 資格維持の場合は維持手続き期限日から 3 ヶ月以内、更新の場合は有効期限日までに、必要な申請書類の提出及び費用の払い込みがなかつた場合。
- (3) 審査の基準規格が改訂された場合であつて、当センターが定める資格移行に関する要件を満たすことができなかつた場合。
- (4) 当該 MS 審査員から資格放棄の届出があつた場合。

#### 15.2 資格の回復

資格が失効した場合でも、失効してから 3 か月以内に必要な申請書類の提出及び費用の払い込みがあり、当該 MS 審査員の資格登録継続の意思が確認できた場合は、当センターは、資格の維持又は更新等の要件を満たすことを確認したうえで、失効前と同一の資格区分で登録を継続する。

また、やむを得ない事情があつて、定められた期間内に必要な手続きが実施できない場合、原則として資格の失効から 6 ヶ月以内であれば、資格の維持又は更新等の要件を満たす必要な手続きを完了することによって、失効前と同一の資格区分で登録を継続することができる。ただし、事前に申請が遅れる理由及び経緯が書面にて提出されている場合に限る。

### 16. 資格の一時停止及び取消し

#### 16.1 資格の一時停止

当センターは、次の事項が発生した場合、当該 MS 審査員の審査員資格を一時停止する。

- (1) 当該 MS 審査員からの申請内容、資格登録に関わる継続的な確認又は審査員活動に関する調査において、容認できない問題が検出された場合。
- (2) 審査員倫理綱領、審査員の権利及び義務、若しくは審査員資格の公表に係わる遵守事項（付属書参照）に関して、容認できない違反があつた場合。
- (3) 当センターへ提出された文書等に、故意又は悪質な虚偽の記載等があつた場合。
- (4) その他、審査員資格の一時停止が必要と判断する事象が発見された場合。



### 16.2 資格一時停止の解除

当センターは、上記の事項によって審査員資格の一時停止を行った場合、定められた期間内に、適切な修正及び是正処置が実施され、これらが解決されたと判断した場合は、当該 MS 審査員の資格停止を解除する。

### 16.3 資格の取消し

当センターは、16.1 項に該当する事実を検出し、定められた期間内に、必要な修正及び是正処置が完了せず、これらの問題が解決されないと判断した場合は、当該 MS 審査員の資格を取消す。

## 17. 資格の再登録

過去に、当センターの MS 審査員として登録していて現在は登録されていない者が、再登録を希望する場合は、新規登録又は資格拡大登録の要件（4 項又は 5 項参照）に従って、改めて審査員補として登録申請を行う必要がある。

なお、当センターは 16.3 項の事由により資格取消しとなった者からの再登録の申請は受理しない。

## 18. 異議申し立て及び苦情

当センターは、登録申請者及び登録された MS 審査員から、異議申し立て及び苦情があった場合、「審査員評価登録に係わる異議申し立て及び苦情の取扱い手順」（JRCA AC100）に従って対応する。

## 第Ⅱ部 審査員の評価登録手順

### 19. 審査員資格の登録、維持及び更新

審査員資格の新規及び資格拡大登録、格上げ及びエキスパート審査員として登録されるためには、「第Ⅰ部 審査員の資格基準」に対する適合可否について、当センターの評価を受けて、これに合格すること。

登録された MS 審査員が、その登録を継続するためには、登録の有効期間内において1年毎に資格維持の評価を受けて、これに合格すること。また、3年間の有効期間が終了する時点で資格更新の評価を受けて、これに合格し、有効期間を更新すること。

審査員の資格基準の変更等により、当センターが必要と定めた場合、登録された MS 審査員は、当該事項に対して、当センターが設定した期間内に必要な対応を行い、当センターの評価を受けて、これに合格すること。

当センターは、審査員の資格基準等の変更を行う場合、必要に応じて利害関係者の意見を考慮して、変更内容及びその発効日を決定する。また、必要に応じて適切な予告、若しくは適用猶予期間を設ける。

### 20. 審査員資格の申請及び申請受付

当センターは、新規及び資格拡大登録、格上げ及びエキスパート審査員登録、並びに資格の維持及び更新のため、申請者に対して、登録要件を満たすことを証明する申請書類の提出を求め、「第Ⅰ部 審査員の資格基準」に対する適合可否の評価を行う。

申請者及び登録されたMS審査員は、「第Ⅰ部 審査員の資格基準」に適合することを示すために、以下の手続きを行うこと。

- ①申請書の作成。
- ②登録要件を満たすことを実証する書類の準備。
- ③必要な申請料・登録料の払い込み（JRCA AC210 参照）。
- ④申請書、必要書類及び申請料・登録料払い込み記録の提出。

資格の維持及び更新の場合は、当該資格の維持手続き期限日又は有効期限日の3か月前から申請を受付ける。

### 21. 新規及び資格拡大登録、格上げ及びエキスパート審査員登録申請の評価

#### 21.1 書類評価

新規及び資格拡大登録、格上げ及びエキスパート審査員登録のために申請者から提出された申請書類等については、当センターが力量を認めた評価者が、その内容の評価する。内容に不備があった場合は、あらかじめ期限を定めて追加資料等の提出を求め、再評価を行う。

必要な要件を満たすことができないと判断された場合は、新規及び資格拡大登録、格上げ及びエキスパート審査員登録不可の評価とする。

#### 21.2 審査実績評価

格上げ申請の場合、当センターは、申請者が実施した審査の受審組織に対して、審査実績が申請どおりであること、及び審査が JIS Q 19011 の「4 監査の原則」を遵守して行われたことを確認する場合がある。

#### 21.3 判定

当センターは、評価者による評価プロセスが適切に実施されたことを判定し、申請者の新規及び資格拡大登録、格上げ及びエキスパート審査員登録の可否を決定する。

当センターは、新規及び資格拡大登録、格上げ及びエキスパート審査員登録可否の判定に際

し、必要な場合は申請者に対して面接を行うことができる。

#### 21.4 判定結果の通知

当センターは、申請者に判定結果を書面で通知する。

#### 21.5 審査員登録証明書及び審査員カードの交付

当センターは、新規及び資格拡大登録、格上げ及びエキスパート審査員登録可と判定された申請者に対して、審査員登録証明書及び審査員カードを交付する。

#### 21.6 登録情報の公開

##### (a) 登録番号、資格種別及び区分の公開

当センターは、登録された MS 審査員の登録番号、資格種別及び区分を JRCA ホームページで公開する。

##### (b) 氏名、活動地域、連絡先の公開

当センターは、当該 MS 審査員の同意がある場合、(a)項に加えて、登録された MS 審査員の氏名、活動地域、連絡先、及び業務経験のある事業分野（登録者のみ）を JRCA ホームページで公開する。

## 2.2. 資格の維持及び更新申請の評価

### 22.1 資格の維持又は更新申請書類の提出依頼

当センターは、資格の維持手続き期限日又は有効期限日の約2ヶ月前に、当該 MS 審査員に対して、資格の維持又は更新に必要な申請書類の提出、並びに必要な申請料・登録料の払い込みに関する案内を送付する。

### 22.2 書類評価

資格の維持又は更新のために申請者から提出された申請書類等については、当センターが力量を認めた評価者が、その内容を評価する。内容に不備があった場合は、あらかじめ期限を定めて追加資料等の提出を求め、再評価を行う。

必要な要件を満たすことができないと判断された場合は、資格の維持又は更新不可の評価とする。

ただし、下位の資格区分の要件を満たして、必要な申請料・登録料の払い込みがあり、本人の希望がある場合は、資格区分を変更して資格の維持又は更新可の評価とする。

### 22.3 審査実績評価

当センターは、当該 MS 審査員が実施した審査の受審組織に対して、審査実績が申請どおりであること、及び審査が JIS Q 19011 の「4 監査の原則」を遵守して行われたことを確認する場合がある。

### 22.4 判定

当センターは、評価者による評価プロセスが適切に実施されたことを判定し、当該 MS 審査員の資格維持又は更新の可否を決定する。

当センターは、資格維持又は更新可否の判定に際し、必要な場合は、当該 MS 審査員に対して面接を行うことができる。

### 22.5 判定結果の通知

当センターは、当該 MS 審査員に判定結果を書面で通知する。

### 22.6 審査員登録証明書及び審査員カードの交付、登録情報の変更

更新申請の場合、当センターは、更新可と判定された MS 審査員に対して、審査員登録証明書及び審査員カードを交付する。

また、下位の資格区分に変更して資格の維持又は更新可と判定されたMS審査員に対しては、変更された区分での審査員登録証明書及び審査員カードを交付する。

当センターは、15.1項により資格失効となったMS審査員に対して、無効となった審査員登録証明書及び審査員カードの返却又は廃棄を要請する。

また、無効となった資格に関して、JRCA ホームページの公開対象から削除し、必要な場合は該当する公開情報を変更する。

## 23. 資格の一時停止、一時停止の解除及び取消しの手順

### 23.1 資格の一時停止

当センターは、16.1項に定める審査員資格の一時停止に該当する事項又はその疑いがある事象を検出した場合、必要な調査を行って事実関係を明確にする。

この調査結果に基づき、該当する場合は「第I部 審査員の資格基準」に従って、当該MS審査員の資格一時停止及び対応を求める期間を決定する。

当センターは、資格一時停止の判定に際し、必要な場合は、当該MS審査員に対して面接を行うことができる。

### 23.2 一時停止の解除

当センターは、定められた期間内に、資格一時停止となったMS審査員が適切な修正及び是正処置を実施し、これらが解決されたと判断した場合、当該MS審査員の資格の一時停止解除を決定する。

### 23.3 資格取消し

当センターは、定められた期間内に、資格一時停止となったMS審査員による必要な修正及び是正処置が完了せず、これらの問題が解決されないと判断した場合、当該MS審査員の資格取消しを決定する。

当センターは、資格取消しの判定に際し、必要な場合は当該MS審査員に対して面接を行うことができる。

### 23.4 判定結果の通知

当センターは、審査員資格の一時停止、一時停止の解除、若しくは取消しを行う場合、当該MS審査員に判定結果を書面で通知する。

### 23.5 審査員登録証明書及び審査員カードの返却、登録情報の変更

当センターは、審査員資格の一時停止、若しくは取消しとなった審査員に対して、当該資格の審査員登録証明書及び審査員カードの返却を要請する。また、無効となった資格に関して、JRCA ホームページの公開対象から削除する。

資格一時停止が解除されたMS審査員に対しては、有効となった審査員登録証明書及び審査員カードを再交付し、JRCA ホームページの公開対象に復帰する。

## 付則

この基準は、2020年4月1日から施行する。

**付属書1 用語の定義**

この基準文書で用いる主な用語及び定義は、「2. 引用文書及び関連文書」による他、次による。

**1. 資格登録申請****1.1 申請受付日**

当センターが、必要な申請書類を受領した日。申請受付日は、審査実績及び継続的専門能力開発(CPD)の対象期間算定の起点となる。

**1.2 資格の有効期限日**

新規登録又は資格拡大登録、若しくは資格更新の日の3年後の前日。

**1.3 資格の維持手続き期限日**

新規登録又は資格拡大登録、若しくは資格更新の日の1年後及び2年後の前日。

**1.4 資格変更**

当該マネジメントシステムの、現在保有する審査員補、審査員又は主任審査員の資格区分を、他の資格区分に変更すること。この中で上位の資格区分に変更することを“格上げ”という。

**2. 審査（監査）****2.1 異なる組織、異なるマネジメントシステム組織**

認証登録されている組織の場合は、認証単位が異なる組織。認証登録されていない場合は、マネジメントシステムを規定する文書（マニュアル等）が異なる組織。

**2.2 現地審査日数**

現地において審査活動を行った日数の合計。実働6時間以上の審査時間がある日を1日とする。

審査時間が6時間に満たない審査日がある場合は、1回の審査について、1日毎の現地審査時間（6時間を超える場合は6時間まで）を合計して6時間で割った日数（少数点以下第2位切捨て）。

**3. 審査員研修コース****3.1 フォーマル研修コース**

当センターが承認した審査員研修コースであって、当センターが評価登録を行うマネジメントシステム審査員への登録を希望する際に、修了しなければならない研修コース。

**3.2 資格拡大研修コース**

当センターが承認した審査員研修コースであって、品質、情報セキュリティ、食品安全、環境又は労働安全衛生のいずれかのマネジメントシステム審査員が、当センターが評価登録を行う他のマネジメントシステム審査員への登録を希望する場合に、フォーマル研修コースの代替とすることができる研修コース。

**3.3 個人の行動の継続的評価**

JIS Q 19011 の「7.2.2 個人の行動」について、審査員研修コースの全期間を通じて実施される、受講生の態度、研修への取組み姿勢、コミュニケーションスキル等の評価。研修機関が行う研修コース修了の評価項目の一つ。

### 3.4 実技評価

審査員研修コースの中で、実際の審査の場面を想定して行う、受講生の審査技術に関する評価。研修機関が行う研修コース修了の評価項目の一つ。

### 3.5 JRCA 筆記試験

フォーマル研修コース又は資格拡大研修コースの全課程に参加し、個人の行動の継続的評価及び実技評価に合格した者に対して実施される筆記試験。試験問題の作成、実施（研修機関へ委託）、採点・評価は当センターが責任を持つ。当センターが行う研修コース修了の評価項目の一つ。

### 3.6 審査員研修コースの修了

フォーマル研修コース又は資格拡大研修コースの全課程に参加し、個人の行動の継続的評価及び審査技能に関する実技評価、さらに JRCA 筆記試験のすべてに合格することをいう。

## 4. 継続的専門能力開発 (CPD)

当センターに登録している MS 審査員が、当該マネジメントシステムの審査能力の維持又は向上を目的として、継続的に実施する能力開発。

## 5. マネジメントシステム審査員

### 5.1 品質マネジメントシステム審査員

一般財団法人日本要員認証協会 マネジメントシステム審査員評価登録センター (JRCA) に、品質マネジメントシステムの審査員補 (QMS 審査員補)、審査員 (QMS 審査員)、主任審査員 (QMS 主任審査員)、又はエキスパート審査員 (QMS エキスパート審査員) として登録されている者。

### 5.2 食品安全マネジメントシステム審査員

一般財団法人日本要員認証協会 マネジメントシステム審査員評価登録センター (JRCA) に、食品安全マネジメントシステムの審査員補 (FSMS 審査員補)、審査員 (FSMS 審査員)、又は主任審査員 (FSMS 主任審査員) として登録されている者。

### 5.3 環境マネジメントシステム審査員

一般財団法人日本要員認証協会 マネジメントシステム審査員評価登録センター (JRCA) に、環境マネジメントシステムの審査員補 (EMS 審査員補)、審査員 (EMS 審査員)、又は主任審査員 (EMS 主任審査員) として登録されている者。

### 5.4 労働安全衛生マネジメントシステム審査員

一般財団法人日本要員認証協会 マネジメントシステム審査員評価登録センター (JRCA) に、労働安全衛生マネジメントシステムの審査員補 (OHSMS 審査員補)、審査員 (OHSMS 審査員)、又は主任審査員 (OHSMS 主任審査員) として登録されている者。

## 6. 異議申し立て及び苦情

### 6.1 異議申し立て

当センターへの登録申請者又は登録された MS 審査員が、審査員評価登録に関わる当センターの決定に対して再考を求めること。

### 6.2 苦情

個人又は組織が、当センター又は当センターに登録されている MS 審査員の活動に対して改善を求めること。

## 7. 登録の公表

### 7.1 審査員登録証明書

MS 審査員が、「審査員の資格基準」に適合し、当センターに登録されていることを示す証書。

### 7.2 審査員カード

MS 審査員が、「審査員の資格基準」に適合し、当センターに登録されていることを提示するために、審査活動の際に携帯するカード。

注) 旧“審査員登録証（登録カード）”の名称を変更。

### 7.3 審査員登録情報

当センターが、MS 審査員登録のために管理する情報。

以上

**付属書2 審査員研修コース修了証の取り扱いについて****1. 過去の審査員研修コース修了証の取り扱い**

現在は実施されていない、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）認定の ISMS 審査員研修コース修了証も、当センター承認の審査員研修コース修了証と同等に取り扱う。

**2. 審査員研修コース修了から5年を過ぎている場合の登録申請方法**

当センター承認のフォーマル研修コース又は資格拡大研修コースの修了証が、発行日からすでに5年を過ぎている場合は、改めて「JRCA 筆記試験」を受験してこれに合格し、その合格日（「試験結果通知書」の発行日）から1年以内であれば、研修コース修了として登録申請を行うことができる。この再試験に合格した場合は、合格日から1年以内であれば、審査員研修コース修了として登録申請を行うことができる。

この再試験にも不合格となった場合は、再度、当センター承認のフォーマル研修コース又は資格拡大研修コース（有効な QMS、FSMS、EMS 又は OHSMS の審査員登録がある場合）に参加し、修了することが必要である。

**3. JISQ27001:2006 対応の審査員研修コース修了について**

新規／資格拡大登録申請する場合であって、当センター承認のフォーマル研修コース又は資格拡大研修コースの修了証が、JISQ27001:2006（ISO/IEC27001:2005）に基づいた研修コースの場合は、JISQ27001:2014（ISO/IEC27001:2013）を理解していることを示す「継続的専門能力開発（CPD）実績の記録（A）」、及び必要に応じて「継続的専門能力開発（CPD）実績の記録（B）」も同時に提出し、最初から改訂規格対応の資格として申請すること。

以上



**付属書3 審査員倫理綱領**

(法令・基準の遵守)

1. マネジメントシステム審査員は、法令、認証制度の基準及び当センターの基準、手順に従う。
2. マネジメントシステム審査員は、この綱領に定められていない事項についても自ら守るべき職業倫理のあることを認識し、マネジメントシステム審査員の名誉と良識においてこの綱領の精神に従う。

(自律)

3. マネジメントシステム審査員は、深い知識と高い技術の保持に努め、マネジメントシステム審査員としての名誉を重んじ、つねに偏見がなく、専門的で厳格な態度で行動し、信義にもとるような行為をしない。
4. マネジメントシステム審査員は、審査や審査員評価登録のプロセスの清廉さを汚しかねない虚偽の情報や、誤った情報を流さない。
5. マネジメントシステム審査員は、当センターや審査員評価登録のプロセスに対する信用を損なわない行動をとる。また、この綱領を含め遵守しなければならない事項に対する違反が申し立てられた時には、その調査に協力する。

(公正性)

6. マネジメントシステム審査員は、つねに適切な注意と判断によって審査を行い、全審査過程を通じて公正を貫き、受審組織あるいは特定人の要求に迎合しない。
7. いかなる利害関係者にも組みすることなく、またいかなる者とも業務に影響を及ぼしかねない個人的な関係を作らない。
8. 審査を受ける組織、その組織の従業者、利害関係者から勧誘、供託、贈り物、その他一切の利得を受けない。

(秘密保持)

9. マネジメントシステム審査員は、業務上知り得た秘密及び情報等を、他に漏らし又は個人的に利用しない。
10. 審査を実施するに当たっては、審査を受ける者と認証機関が文書によって行った取り決めから逸脱する情報の公開、並びに議論をしない。

(自己研鑽)

11. マネジメントシステム審査員は、マネジメントシステム審査員としての社会的使命の重要性を認識し、つねに自己の力量の開発、研鑽に努め、忠実な業務の遂行を通じて、審査に対する信頼の向上に努める。
12. マネジメントシステム審査員は、自己の業務に対する苦情、評価等を謙虚に受け止め、再発防止を確実にを行うと共に、自己の力量向上に努める。

(マネジメントシステム審査員間の規律)

13. マネジメントシステム審査員は、みだりに他のマネジメントシステム審査員を誹謗し又はその名誉を傷つけない。
14. マネジメントシステム審査員は、共同で業務を行うに当たり、相互に協議し、誠意をもって分担業務を遂行する。

(地位利用の禁止)

15. マネジメントシステム審査員は、受審組織等に対し、マネジメントシステム審査員の立場を利用して、自己又は第三者の利益を図るような行為をしない。

(違反者の通知)

16. マネジメントシステム審査員は、他のマネジメントシステム審査員に、この綱領に違反する行為があり、あるいはその疑いがあることを知った時には、当センターに通知する。

以上

**付属書 4 審査員の権利及び義務****1. 登録申請者及び審査員の権利**

当センターへの登録申請者及び登録された MS 審査員は、次の権利を有する。

- a) MS 審査員は、当センターへ登録されている範囲内において、その登録に関する表明を行うことができる。
- b) MS 審査員は、「JRCA 登録審査員資格の公表に係わる遵守事項」（付属書 5）に従って、当センターのロゴマークを使用することができる。
- c) 当センターによる判定結果又は評価登録業務に対して、異議申し立て及び苦情を申し出ることができる。
- d) MS 審査員は、有効期限日前であっても、登録資格の放棄を申し出ることができる。

**2. 登録申請者及び審査員の義務**

当センターへの登録申請者及び登録された MS 審査員は、次の義務を負う。

- a) 「審査員倫理綱領」（付属書 3）、「JRCA 登録審査員資格の公表に係わる遵守事項」を含む、本資格基準の規定に従う。
- b) 当センターに対し、評価登録の実施に必要なすべての情報を提供する。
- c) 審査実施の際は、審査員カードを携帯する。
- d) 次の状況となった場合は、無効となった資格の当センター登録に関わる表明を中止し、誤用を防ぐために、当該資格の審査員登録証明書及び審査員カードを返却するか又は廃棄する。また、当該資格についてロゴマークの使用がある場合は、これを中止する。
  - i) 登録資格が失効した場合（資格放棄を含む）
  - ii) 登録資格の区分が変更された場合
- e) 登録資格の一時停止又は取消しを受けた場合は、無効となった資格の当センター登録に関わる表明を中止し、当該資格の審査員登録証明書及び審査員カードを当センターに返却する。また、当該資格についてロゴマークの使用がある場合は、これを中止する。

**3. 登録情報等の変更の報告**

登録された MS 審査員は、登録情報に変更が生じた場合、速やかに当センターに書面で報告すること。なお、一部の登録情報は、JRCA ホームページの「審査員のページ」にて、登録者自身で変更手続きを行うことができる。

また、適切な審査活動の実施が不可能となるような重大な変更が生じた場合は、速やかに当センターに書面で報告すること。

**4. 利害関係者から受けた苦情の報告**

登録された MS 審査員は、利害関係者から自身の審査員活動に関する苦情を受けた場合、その内容及び対応の計画又は完了を、速やかに当センターに書面で報告すること。

以上

**付属書5 JRCA 登録審査員資格の公表に係わる遵守事項****1. 適用範囲**

この遵守事項は、一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、当センター又はJRCAという）が登録した審査員（以下、審査員という）が、自らの審査員資格に関して公表する際に遵守しなければならない事項等について定める。

**2. 審査員資格の公表における表示方法****2.1 表示事項**

審査員が、JRCA登録されていることを公表する場合は、JRCAロゴマーク（4項参照）を表示する場合又はしない場合を含めて、登録対象マネジメントシステム、審査員資格区分の記述、及び登録番号をすべて表示しなければならない。

**【表示例】**

JRCA登録 情報セキュリティ審査員 (ISJ-B99999)

JRCA登録 ISMS審査員補 (ISJ-C99999)

JRCA登録 JIS Q 27001主任審査員 (ISJ-A99999)

JRCA登録 ISMS-CLS審査員 (ISJ-A99999)

JRCA登録 ISMSクラウドセキュリティ審査員 (ISJ-A99999)

注) 誤解を与えない表示であれば、上記以外でも可。

**2.2 公表可能期間**

- 2.2.1 審査員は、JRCAロゴマークを表示する場合又はしない場合を含めて、登録の有効期間内においてのみ、JRCA登録されていることを公表することができる。
- 2.2.2 登録資格の失効、一時停止又は取消しがあった場合、当該審査員は、JRCA登録の公表を中止し、JRCA登録を記載した印刷物又はウェブサイト等の表示は削除しなければならない。

**3. 誤った公表方法に対する処置**

- 3.1 審査員が本遵守事項に違反して審査員資格に関する公表をした場合、当センターは、修正と必要な場合には是正処置を要求する。
- 3.2 当センターの修正又は是正処置要求に対して直ちに適切な対応がとられない場合、当センターは、当該審査員に対して登録資格の一時停止又は取消しを行う場合がある。

**4. JRCA ロゴマークの表示方法****4.1 JRCA ロゴマーク**

- 4.1.1 JRCA ロゴマークは、図1に示すもので、マーク部とロゴ部よりなる。マーク部とロゴ部は分離せず、常に一体で表示する。
- 4.1.2 「新 JRCA ロゴマーク」は、2018年4月1日より適用する。従来から使用している「旧 JRCA ロゴマーク」は、2021年3月31日まで、「新 JRCA ロゴマーク」と同等のものとして表示できる。



### 【新 JRCA ロゴマーク】

2018年4月1日より適用

### 【旧 JRCA ロゴマーク】

2021年3月31日まで使用可

#### 《新JRCAロゴマーク デザインの意図》

『両手を上に向かって広げている人』のシルエットは、資格取得者が『世界』あるいは『未来』に向かって希望を抱いて躍進しようとする姿を表しています。また日本要員認証協会のロゴカラーと親和性をもたせ、活動的で発展的なイメージを赤、信頼と安心のイメージを青のグラデーションで表現しています。

図1 JRCAロゴマーク

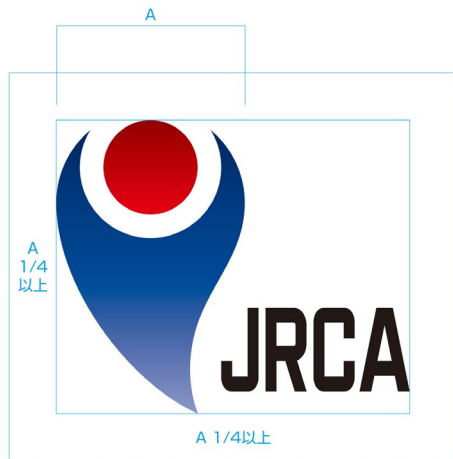
## 4.2 JRCAロゴマークの使用及び管理

- 4.2.1 審査員は、JRCAロゴマークを本人の「名刺」にのみ表示することができる。JRCAロゴマークは単独で使用せず、上記2項の規定に従って表示しなければならない。
- 4.2.2 当センターは、審査員から要請があった場合、JRCAロゴマークの清刷（電子データ）を提供する。JRCAロゴマークを名刺に表示する場合は、JRCAから提供された清刷を分解又は変更することなく使用しなければならない。
- 4.2.3 「新 JRCA ロゴマーク」を使用する場合は、ロゴマークの周囲に、マーク横幅の1/4以上の余白を設けなければならない。また、縦10mm以上の大きさで使用しなければならない（図2参照）。
 

「新 JRCA ロゴマーク」の色は、マーク上部の丸が赤色グラデーション、マーク下部が青色グラデーション、ロゴ部は黒色とする（基本色は図3参照）。または、全体をモノクロで表示してもよい。

「旧 JRCA ロゴマーク」の色は、マーク部が緑色（DIC377）、ロゴ部は黒色とする。または、全体をモノクロで表示してもよい。

いずれの場合も、「JRCAロゴマーク」であることが明確に識別できるように、全体を地色と明瞭な対比を持たせて表示しなければならない。
- 4.2.4 JRCAロゴマークを拡大又は縮小して表示する場合は、図1と同じ縦横比で使用しなければならない。
- 4.2.5 審査員は、当センターが提供したJRCAロゴマーク清刷の保護、紛失及び漏洩防止のため、適切な管理を行わなければならない。
- 4.2.6 名刺作成のため、JRCAロゴマークの電子データを業者に提供する場合、審査員は、JRCAロゴマークの電子データを提供する業者の記録を維持し、当該業者に対して、JRCAロゴマークの電子データの保護及び漏洩防止のため、適切な管理を行うよう要求しなければならない。



最小サイズ:H10mm



縦 10mm 以上の大きさで使用する

マーク横幅 (A) の 1/4 以上の余白を設ける

図2 新JRCAロゴマーク使用時の余白及び最小サイズ

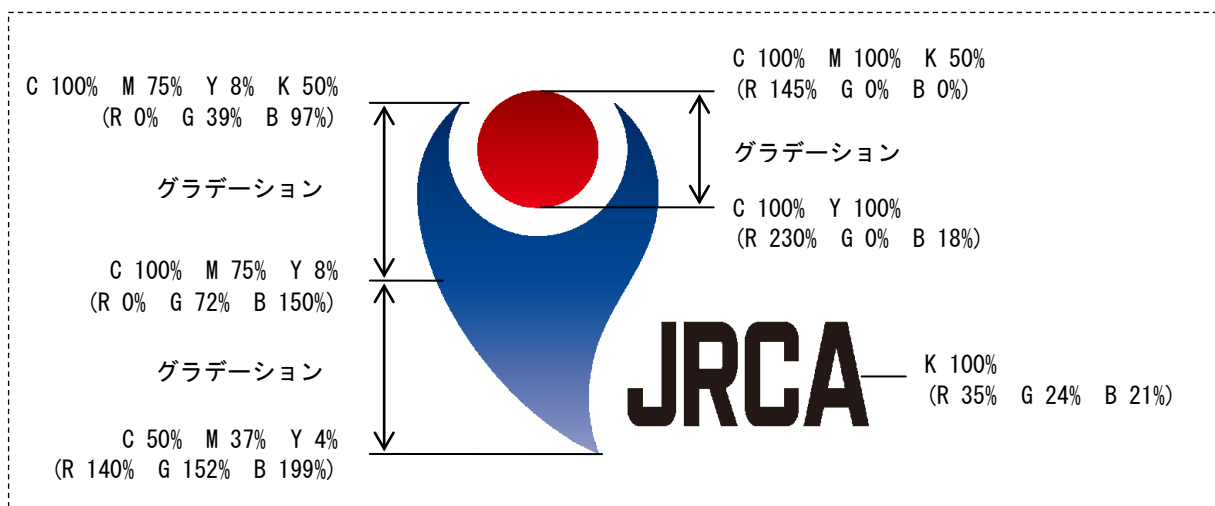


図3 新JRCAロゴマークの基本色 (CMYK (RGB) グラデーション)

以上

**付属書6 審査員登録証明書等の記載項目及び登録情報**

## 1. 審査員登録証明書及び審査員カードの記載項目

審査員登録証明書及び審査員カードの記載項目

記載項目	審査員登録証明書	審査員カード
氏名	○	○
生年月日	○	—
適用される資格基準	○	—
登録番号	○	○
顔写真	—	○
審査可能なマネジメントシステム規格及び発行年	○	○
資格種別及び区分	○	○
業務経験のある事業分野	*	—
登録日	○	—
有効期限日	○	○
発行機関（当センター）（注）	○	○
認定機関名称	○	○

○：記載あり、—：記載なし \*：登録者のみ

注) 2019年3月までに当センターの旧名称（一般財団法人日本規格協会 マネジメントシステム審査員評価登録センター）で発行している審査員登録証明書、審査員カード、判定結果通知等の文書は、その記載事項について、新名称（一般財団法人日本要員認証協会 マネジメントシステム審査員評価登録センター）で発行されたものと同等に取り扱う。

## 2. 審査員登録情報

当センターが、マネジメントシステム審査員登録のために管理する情報を下表に示す。

マネジメントシステム審査員の登録情報

氏名（漢字、カナ、ローマ字） *ローマ字表記方法： 「姓」はすべて大文字、「名」は頭文字は大文字、他は小文字	
生年月日（西暦）	
自宅	住所、郵便番号 電話、FAX
勤務先 （該当する場合）	名称 所属、役職 所在地、郵便番号 電話、FAX
e-メールアドレス	
所属するMS認証機関（該当する場合）	
業務経験のある事業分野（登録希望者のみ）	
JRCAからの連絡先（自宅／勤務先）	
JRCAホームページでの登録情報の公開方法	

**付属書7 事業分野分類**

事業分野分類 (1～39)			
分野 番号	経済活動分野	分野 番号	経済活動分野
1	農業, 林業, 漁業	21	航空宇宙産業
2	鉱業, 採石業	22	その他輸送装置
3	食料品, 飲料, タバコ	23	他の分類に属さない製造業
4	織物, 繊維製品	24	再生業
5	皮革, 皮革製品	25	電力供給
6	木材, 木製品	26	ガス供給
7	パルプ, 紙, 紙製品	27	給水
8	出版業	28	建設
9	印刷業	29	卸売業, 小売業, 並びに自動車, オートバイ, 個人所持品及び家財道具の修理業
10	コークス及び精製石油製品の製造		
11	核燃料	30	ホテル, レストラン
12	化学薬品, 化学製品及び繊維	31	輸送, 倉庫, 通信
13	医薬品	32	金融, 保険, 不動産, 賃貸
14	ゴム製品, プラスチック製品	33	情報技術
15	非金属鉱物製品	34	エンジニアリング, 研究開発
16	コンクリート, セメント, 石灰, 石こう他	35	その他専門的サービス
17	基礎金属, 加工金属製品	36	公共行政
18	機械, 装置	37	教育
19	電氣的及び光学的装置	38	医療及び社会事業
20	造船業	39	その他社会的・個人的サービス

以上

## 制定・改定履歴

版番号	年月日	内容
制定	2019年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本規格協会 JRCA AI130 改定1版を承継し、日本要員認証協会設立に伴い新規制定。</li> </ul> <p>(参考) 日本規格協会 JRCA AI130 改定1版からの改定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格拡大の要件を明確化 (5項)</li> <li>・必要な審査実績の明確化 (6.3)</li> <li>・審査員登録証の名称を変更 (21.5、22.6、23.5、付属書1、付属書4)</li> <li>・審査員研修コース修了から5年を過ぎている場合の登録申請方法の明確化 (付属書2)</li> <li>・審査員カードへの記載項目の一部修正、注記の追加 (付属書6)</li> </ul>
改定1版	2019年10月1日	<p>一般社団法人産業環境管理協会 環境マネジメントシステム審査員評価登録センター (CEAR) と JRCA との統合に伴い、関連する記載を修正 (付属書1 5.3)</p>
改定2版	2020年4月1日	<p>OHSMS 審査員評価登録が認定範囲に追加されたことに伴い、以下の項目に OHSMS 審査員を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格拡大登録が可能な審査員 (5、5.1、付属書1の3.2)</li> <li>・資格格上の際に必要な審査実績が緩和される対象となる審査員 (6.3)</li> <li>・用語の定義 (付属書1の5.4)</li> </ul>